

お知らせ

◆別府交差点の東側市道の通行形態が変わりました

令和6年10月7日（月）より、新しく整備した道路の供用を開始したことに伴い、交差点東側の通行形態を変更しました。



引き続き完成に向けて工事を進めていきますので、近隣にお住まいの方や周辺道路をご利用の方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆穂積駅北口駅前広場の歩道空間を整備しました

J R穂積駅北口駅前広場のタクシー乗降場周辺にて進めていました歩道拡幅工事が完了し、歩行空間が広くなりました。



コラム 令和6年4月1日より相続登記の義務化が始まりましたが、どのような内容ですか？



不動産（土地・建物）の所有者が亡くなった後に行う相続登記がされないことにより、「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境の悪化や民間の不動産取引・公共事業への影響が社会的な問題となったことから、令和3年度に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されました。

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いにより不動産を取得した場合にも、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

穂積駅周辺まちづくり
news letter

～瑞穂市が提供する新しい駅周辺に関する情報発信～

No. 11
2024年11月発行



J R穂積駅圏域拠点化構想 【ビジョン】
みんなの心をつ・つ・む場所 ほづみのエキチカ

「穂積駅周辺まちづくりニュースレター」は、駅周辺のまちづくりに関する検討の内容や進捗の状況をお届けしていきます。

穂積駅南地区の土地区画整理事業に関する都市計画
決定を行いました

穂積駅南地区地権者協議会を開催しました

駅周辺整備については下記
二次元バーコードから
ご確認ください
ます



R4.9

整備基本計画公表

駅周辺整備に向けた情報発信・合意形成 穂積駅南北地区連絡会①②③④ news letter ③⑨⑩

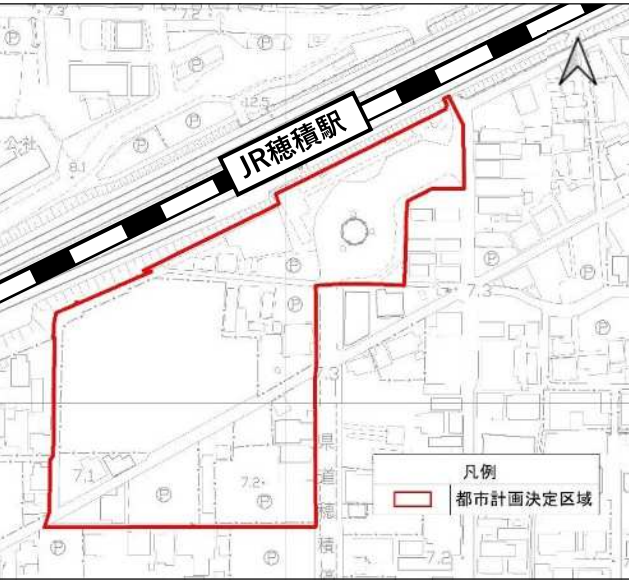
整備実施計画の検討 地権者説明会① 穂積駅南地区地権者協議会①②③④⑤⑥⑦⑧ 個別説明会①②

都市計画決定に向けた手続き 市民説明会 都市計画(案)の縦覧 市都市計画審議会 知事協議

穂積駅南地区の土地区画整理事業に関する都市計画決定について

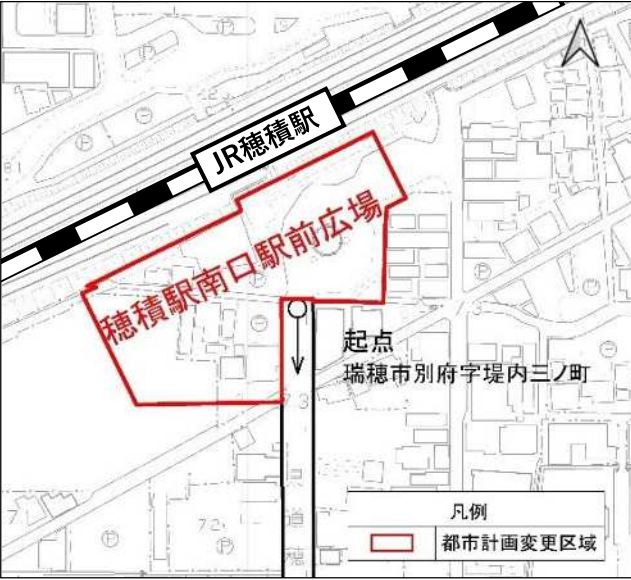
「ニュースレターNo.10」にてご案内しました「土地区画整理事業の事業区域の決定」と「道路の3・3・403号 駅前線の変更（駅前広場の追加）」につきまして、令和6年9月18日に都市計画決定（変更）を行いました。

（１）都市計画決定（変更）の概要



穂積駅南土地区画整理事業 計画図

告示日	令和6年9月18日 瑞穂市告示第253号
種類及び名称	岐阜都市計画土地区画整理事業 穂積駅南土地区画整理事業
面積	約1.7ha
公共施設の配置	幹線街路（駅前広場）、区画道路、公園等



3・3・403号 駅前線（駅前広場）計画図

告示日	令和6年9月18日 瑞穂市告示第254号
種類及び名称	岐阜都市計画道路 3・3・403号 駅前線
駅前広場面積	約6,800㎡

（２）都市計画決定に伴う法規制

都市計画決定された都市計画施設の区域や市街地開発事業の施行区域内で建築物を建築しようとする場合、県知事等の許可が必要になります。（都市計画法第53条、第54条）

《建築可能な建築物の要件》

- ① 階数が2階以下、かつ、地階を有しないもの
- ② 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造
- ③ 容易に移転し、又は除却することができるもの

R6.9

都市計画決定

駅周辺整備に向けた情報発信・合意形成 穂積駅南北地区連絡会 news letter①

整備実施計画の作成 穂積駅南地区地権者協議会 個別説明会

土地区画整理事業の認可に向けた手続き 事業計画(案)の縦覧 施行規程条例

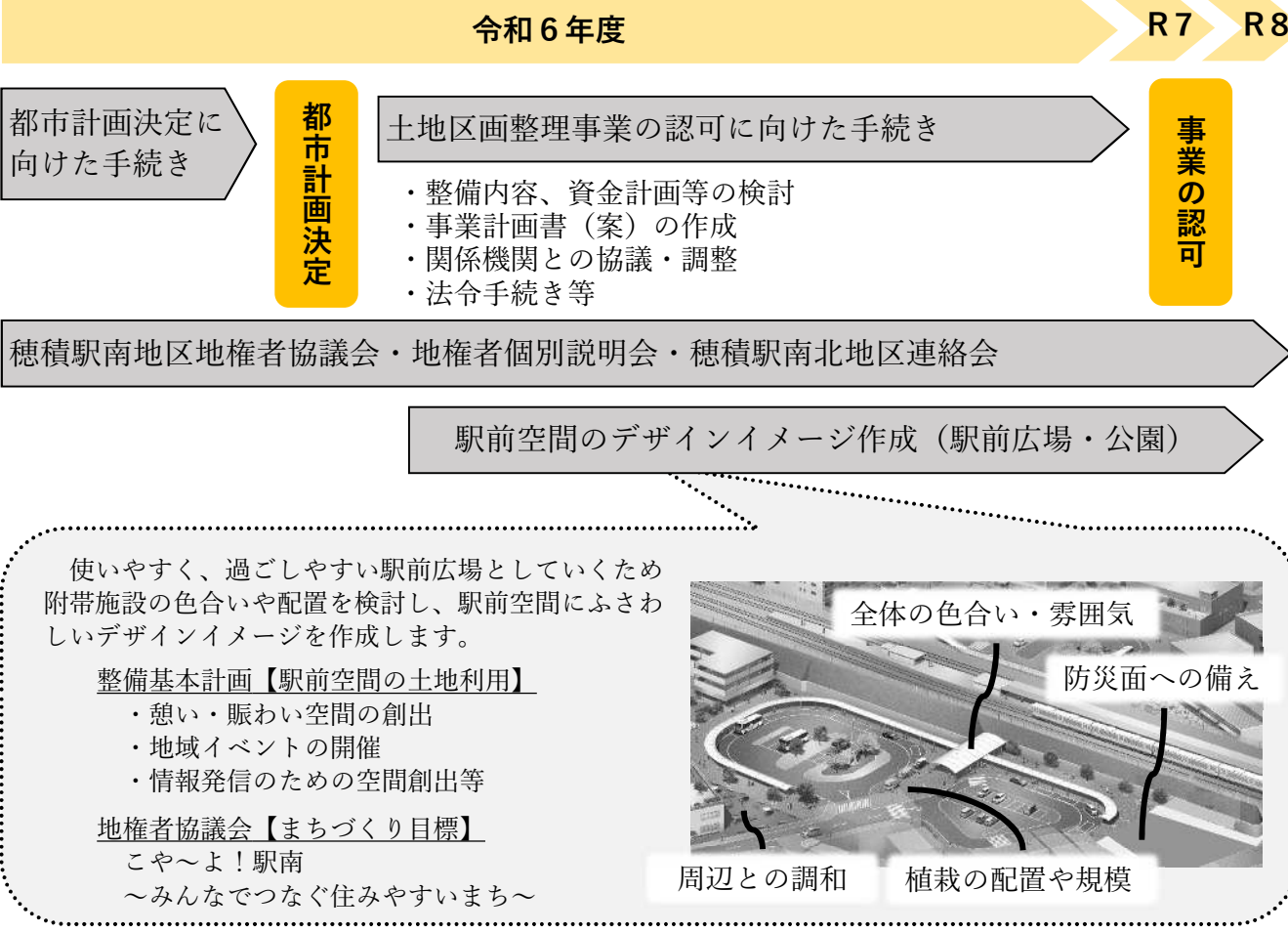
土地区画整理
事業の認可

工事の実施

穂積駅南地区地権者協議会（第8回）

令和6年7月29日（月）駅西会館大ホールにおいて、「第8回穂積駅南地区地権者協議会」を開催し、事業の進め方に関する説明や、整備計画図（案）に関する検討を行いました。

（１）事業の進め方と駅周辺まちづくりの実現に向けた取り組みについて



（２）整備計画図（案）の見直し検討について

第1回地権者個別説明会時点における地権者各位の将来的な土地利用方針に基づき修正した整備計画図（案）についての検討を行いました。

- 見直し① 駅前商業街の拡張
- 見直し② 商業・住宅街の街区幅の見直し
- 見直し③ 道路形状の変更

この整備計画図（案）を基に、第2回地権者個別説明会等により地権者の皆様方の意向確認を行い、最終的な整備計画を作成していきます。

